

千葉市自主防災組織助成要綱 別表3「その他市長が購入又は賃借を認める資機材」 適用可否リスト

※可否欄について：○→助成対象、△→条件に該当する場合は助成対象、×→助成対象外

No.	品目	可否	備 考
1	ベスト、ビブス	△	災害時に○○班、△△班等の識別のために使用するものであれば可。 防犯パトロールで使用する場合は不可。
2	帽子	×	防災活動に必要不可欠ではない。
3	腕章・ジャンパー	△	腕章とジャンパーに○○防災会と名入れを行うこと。
4	消毒液	△	自主防災組織による医療活動に使用する医療箱等の補充（傷口消毒用に使用）のためであれば可。 手洗い用消毒液等の日用品の場合は不可。
5	脱脂綿、絆創膏、包帯	△	自主防災組織による医療活動に使用する医療箱等の補充（傷口消毒用に使用）のためであれば可。 日用品としての使用用途の場合は不可。
6	A E D契約費	○	AEDを使用するうえで契約費は必須のため
7	訓練で使用する資機材のレンタル（賃借料）	×	実災害時での使用を想定しない訓練等の1度きりのためにレンタルする機材については、賃借助成の対象とはしない。
8	工事費	△	原則対象外。 ただし、工事をしないと資機材を使用することができない場合は可。
9	移設費	△	移設をしないと資機材を使用することができないなど、移設が必要な理由がやむを得ないものである場合は可。
10	修繕費	△	新たに購入するよりも費用対効果が大きい場合は可。（例）防災倉庫の修繕費
11	処分費	×	
12	送料	△	資機材を調達するために必須であれば可。（例）資機材の送料
13	手数料	△	資機材を調達するために必須であれば可。（例）無線機（トランシーバー）購入にかかる手数料
14	エアゾール式の消火器（スプレー式の簡易消火器）	×	各戸配布や各家庭用として購入する場合は不可。
15	虎テープ	×	消耗品は資機材ではないため不可。
16	メジャー	×	防災活動に必要不可欠ではない。訓練等で使用する場合も不可。
17	電池	△	災害時の使用を目的とし、防災資機材に使用する最低限度の数量であれば可。 災害時に地域に配布するためといった備蓄目的の場合は不可。
18	水道ホース	○	
19	蛇口とホースをつなぐアタッチメント	○	水道ホースを蛇口に接続する際に必要な物品
20	水、食糧	×	食糧は資機材には該当しないため。非常食も不可。
21	ガスコンロ	△	炊き出し用であれば可。
22	ガスボンベ	△	炊き出し・発電機用であれば可。
23	五徳	△	炊き出し用であれば可。
24	プロパンガスボンベ（家庭に設置しているような大型のもの）	△	炊き出し用であれば可。
25	やかん	△	炊き出し用として、大人数用のものであれば可。

26	日用品に近い調理用品	×	(例) 包丁、まな板、ピーラー（皮むき器）、おたま、トング、キッチンはさみ、菜箸
27	手袋、軍手	△	災害時の復旧作業用等に使用する厚手の作業用の手袋などは可。
28	日用品	×	日用品・消耗品は個人での備蓄が原則。ただし、災害時の使用を目的とし、持続的に使用できる物品又は他の資機材の使用に必要な物品は対象とできる。 例) 無事ですタオル、携帯トイレ、乾電池、燃料 など
29	ゴミ袋	×	日用品であるため不可。
30	分岐蛇口	○	
31	携帯トイレ	△	自主防災組織が防災活動で使用する場合は可。各戸配布や各家庭用として購入する場合は不可。
32	毛布、アルミ毛布	△	自主防災組織が防災活動で使用する場合は可。
33	発電機の燃料（ガソリン、ガス）及び燃料缶（携行缶）	△	各戸配布や各家庭用として購入する場合は不可。
34	避難誘導用の旗等一式	○	
35	災害用トイレ	○	簡易トイレ機能を有するものは可。
36	(消火用)バケツ、水容器	○	
37	火災報知器	×	自主防災組織が行う防災活動には該当しないため。
38	可搬式ポンプ	○	
39	チェーンソー	○	
40	つるはし	○	
41	はしご	○	
42	プリンター	×	防災活動に必要不可欠な物ではないため。
43	ブルーシート	○	
44	ヘッドライト	○	
45	防災倉庫のスペアキー	○	
46	防災基旗	○	
47	マスク	△	防塵マスクなどの災害時復旧作業用等に使用する専用のものは可。 風邪や花粉症用の薄手の使い捨てマスクは消耗品のため不可。
48	無線機（トランシーバー）	○	
49	呼子笛	○	
50	石油ストーブ	○	燃料も可。
51	土嚢袋	○	
52	投光器用三脚	○	
53	防災基旗用三脚	○	

54	誘導棒	○	
55	A E D（購入、賃借）	△	契約費は可。設置費は、必須ではないため不可
56	感震ブレーカー（簡易なもの）	△	すでに設置している世帯を除く全世帯設置であれば助成可。ただし、消防局による感震ブレーカー設置推進事業補助が優先。
57	安否確認用備品	○	玄関に貼るタイプのマグネット、ドアノブにかけるタイプの表示板、無事ですタオル など
58	非常用井戸のポンプ等一式（例：ポンプ、管、井戸本体）	○	使用用途が、災害時に非常用の井戸水を汲み上げるためであれば可。 工事費はNo.16参照。
59	コードリール	○	
60	机	△	自主防災組織が防災活動で使用する場合は可。
61	椅子	△	自主防災組織が防災活動で使用する場合は可。
62	ホワイトボード	△	災害時の防災活動上必要な理由があれば可。
63	蓄電池	△	災害時に電力供給するため、平常時は蓄電のみ（利用しない）で組織単位で使用を想定している場合は可。 各戸配布や各家庭用として用いる場合は不可。
64	上層階へ給水するためのポンプ一式（例：ポンプ、ホース）	○	災害時に、敷地内の貯水槽から上層階へ水を汲み上げる目的であれば可。 工事費はNo.16参照。
65	雨水タンク	○	雨水を貯水して、災害時に使用する目的であれば可。 工事費はNo.16参照。
66	消火器の格納庫	○	
67	防災倉庫設置のためのブロック	○	防災倉庫を公園に設置するため、地面を平行にする必要最低限の数量であれば可。（防災倉庫（防災資機材）の機能性保持に必須なもの。）
68	防災倉庫	○	
69	ハンマー	○	
70	トラロープ	○	
71	スタンドパイプ一式	○	スタンドパイプ、媒介金具、スピンドルドライバー、40mmホース、栓開閉器具、管そう
72	スポットクーラー	○	自主防災組織が防災活動で使用する場合は可。
73	非常用浄水器	×	
74	防災頭巾	○	
75	懐中電灯	○	
76	安全靴	○	